

草加市ネーミングライツパートナー募集要項

1 概要

草加市では、市と契約をした命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」といいます。）が、市の公共施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツパートナーからその対価を得て施設の管理運営に役立てるネーミングライツ事業を実施します。

については、ネーミングライツパートナーを以下のとおり募集します。

2 対象施設等一覧

施設名称	所在地	募集価格 [命名権料] (年額・税込)	契約期間
草加市文化会館	草加市松江一丁目1番5号	450万円	5年～10年
草加中学校前 歩道橋	草加市氷川町2180番地先	30万円	
県道草加停車場線 歩道橋	草加市高砂二丁目5番3地先か ら高砂二丁目5番4地先まで	30万円	令和12年3 月31日まで

3 注意事項（共通）

- (1) 対象施設の概要等については、「別紙対象施設概要」をご覧ください。
- (2) 募集価格（命名権料）を下回る応募も可能です。ただし、命名権料は、選定項目の1つとなっていることにご留意ください。
- (3) 募集価格（命名権料）は、1万円単位で申込みをしてください。
- (4) 看板等の設置に当たっては、躯体等にアスベスト等が含まれている場合があります。当該アスベストに対応するための経費も命名権者負担となります。
- (5) 契約期間満了後は、改めて公募を実施します。契約の更新を希望する場合、公募期間中に新たな申込がなければ、優先交渉権を付与しますが、契約を保証するものではありません。

4 歩道橋に関する特記事項

- (1) 安全管理の観点から必要な補修等を道路管理者の判断で行うことがあります。な

お、この補修等を原因としてやむを得ず愛称表示が妨げられた期間が発生した場合であっても、これを理由としてネーミングライツ料の減額及び返還は行いません。

- (2) 令和11年度に法定点検（5年）を実施する予定です。この法定点検に伴い、愛称が適切に表示されなくなった場合でも、ネーミングライツ料の減額及び返還は行いません。
- (3) 県道草加停車場線歩道橋の契約期間は、契約開始日から令和12年3月31日（道路占用期間）までとします。
- (4) 施設そのものが廃止された場合や施設の管理者が草加市でなくなった場合には、ネーミングライツ契約は自動的に解除されます。この場合において納付されたネーミングライツ料については、月割計算により契約解除の原因発生日が属する月の翌月以降の分を命名権者に返還します。
- (5) 県道草加停車場線歩道橋については、選定委員による選定前に埼玉県へ意見照会を実施します。

5 応募資格

応募資格は、別紙「草加市ネーミングライツ事業に関する実施方針」のとおりです。グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

- (1) グループを構成する全ての事業者が応募資格を有すること
- (2) グループを代表する法人等を定めること
- (3) 単独で応募した法人等は、グループの構成員になることはできないこと
- (4) 複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

6 提出書類及び応募方法

(1) 提出書類

No.	提出書類
1	申込書（様式第1号）
2	法人の登記事項証明書
3	会社概要、事業概要等の分かるもの
4	直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
5	直近3事業年度分の納税に関する証明書
6	愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの（様式自由）
7	商標登録が確認できる書類（ロゴを表示する場合）
8	その他市長が必要と認めるもの

(2) 応募方法

提出書類一式を募集期間内に申込先に郵送又は直接提出してください。

(3) 募集期間

いずれかの申込のあった翌日から起算し14日までを公募期間とし、募集を終了します（優先交渉権者決定に至らなかった場合は、募集を再開します）。

(4) 留意事項

ア 提出された書類は、返却しません。

イ 申込書等の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とします。

7 予定スケジュール（参考）

時期		内容
令和7年	随時	応募受付期間
		公募期間（申込日の翌日から起算し14日間）
	10月	埼玉県へ意見照会 （県道草加停車場線歩道橋のみ）
		選定委員による選定
		選定結果（優先交渉権者決定）通知
		埼玉県と道路占用変更事前協議 （県道草加停車場線歩道橋のみ）
	11月	契約締結
	11月から12月（※ネーミングライツパートナーとの調整によります。）	施設の表示変更（工事）
1月※協議の上使用開始	愛称の使用開始	

選定結果については、選定結果通知書（様式第2号）により通知します。

選定結果通知後における契約締結に向けた協議によって、契約締結以降の時期については、変更が生じる場合があります。

8 その他留意事項

その他詳細につきましては、草加市ネーミングライツ導入に関する実施方針に定めていますのでご覧ください。

9 問合せ・申込先

草加市総合政策部総合政策課

住 所 〒340-8550 埼玉県草加市高砂1丁目1番1号

電 話 048-922-0749

F A X 048-922-1294

Email sogoseisaku@city.soka.saitama.jp

別紙対象施設概要

【草加市文化会館】

1 対象施設

名称	草加市文化会館
所在地	草加市松江一丁目1番5号
建設年月	昭和47年（1972年）2月
敷地面積	12,136.45㎡
延床面積	6,022.33㎡
施設概要	ホールや大小の会議室を備えた文化施設 埼玉県の施設で「埼玉県草加文化会館」として開館し、平成10年（1998年）に県から市に移管 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階 開館時間：午前9時から午後9時30分まで（受付業務は午後9時まで） 休館日：毎月第1水曜日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）※その他臨時休館日あり
施設内容	ホール、第1～第4楽屋、第1会議室、レセプションルーム、第2会議室、第1・第2研修室、音楽室、実習室、和室、託児室、フリースペース、伝統産業展示室、さわやかサロン（図書資料室）、ワーキングルーム、ロッカールーム、レストラン（軽食喫茶室）
令和元年度利用者数	153,258人
令和2年度利用者数	38,378人
令和3年度利用者数	117,534人
令和4年度利用者数	141,264人
イベント開催数	主催・共催を含めて計31事業を開催（令和4年度（2022年度））
主なイベント	「国際ハーブフェスティバル2022ー草加市」「彩の国さいたま童謡コンサート2022」等（令和4年度（2022年度））

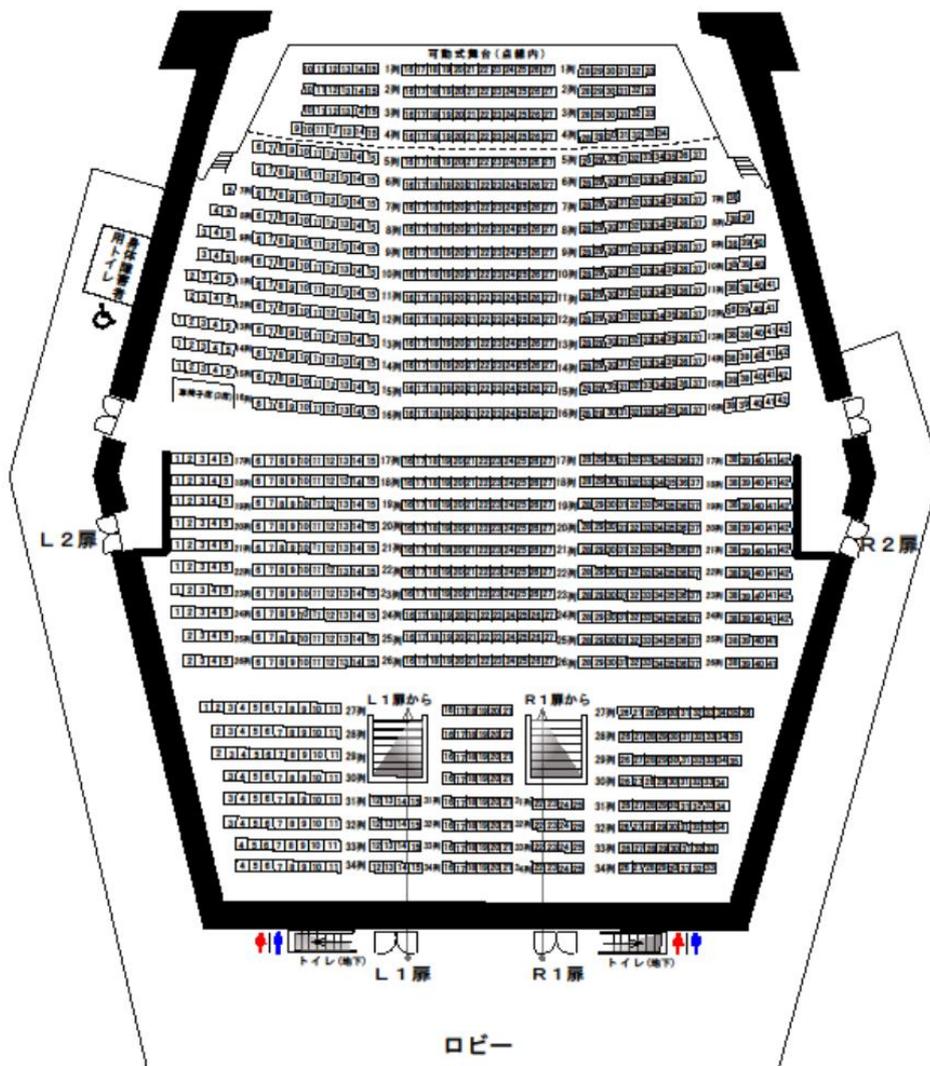
【大ホール】



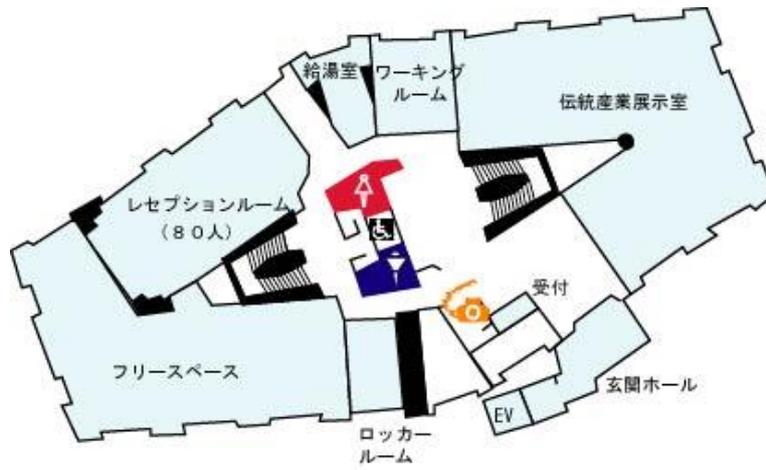
草加市文化会館ホール座席表

座席数 1198 席
(内可動式舞台98席・車椅子用スペース3席)

舞 台



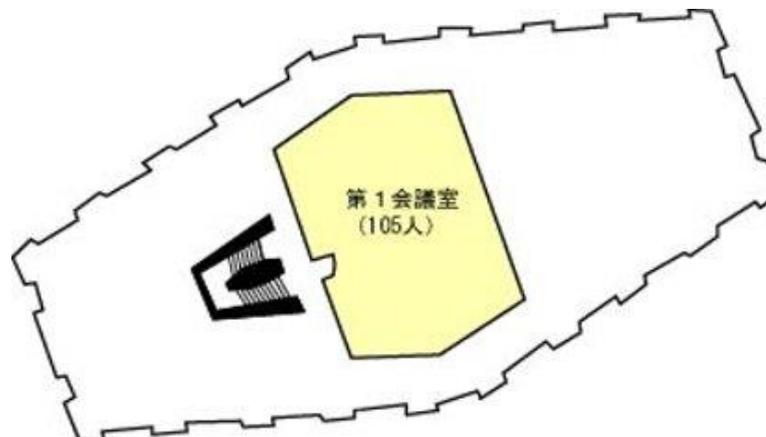
【1階】



【2階】



【3階】



2 主な愛称の掲示場所

愛称表示の場所やデザイン、大きさ等は協議により決定します。

主な既存の看板等は以下のとおりです。



3 愛称について

企業名や商品名等のほかに、「文化会館」「ホール」などを使用し、当該施設を連想できる愛称としてください。

【草加中学校前歩道橋】

1 対象施設

名称	草加中学校前歩道橋
所在地	草加市氷川町2180番地先
路線名	市道1046号
橋長	16.0m
道路幅員	1.5m

2 愛称の表示箇所

赤枠が表示可能箇所です。



3 愛称の表示について

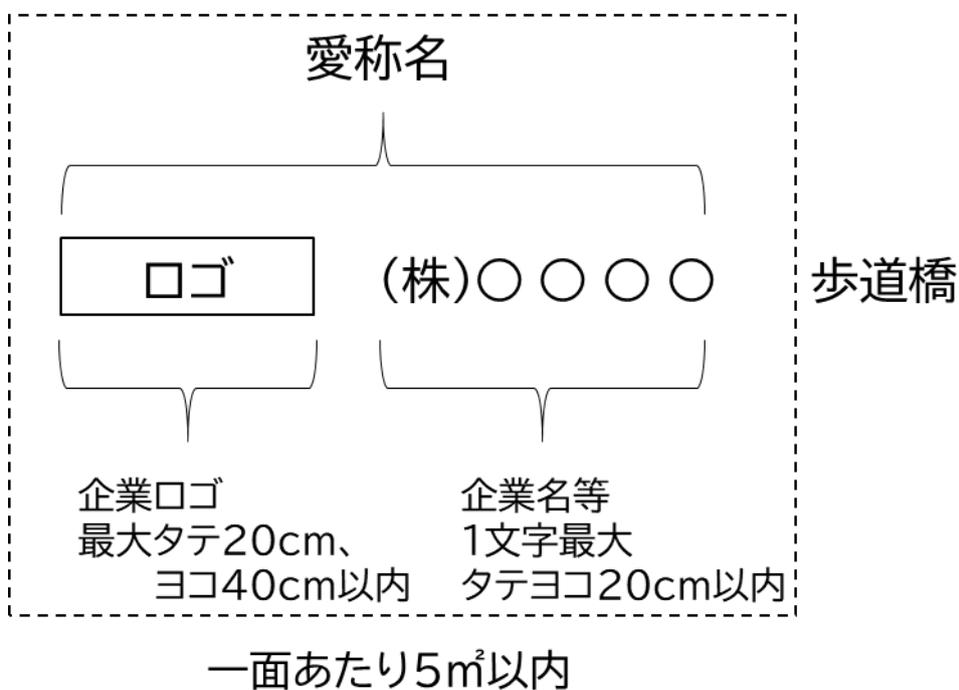
- (1) 企業名や商品名等のほかに、末尾は「歩道橋」としてください。
- (2) 企業名やブランドのロゴマーク（権利を有する登録商標であることが前提）等も使用することができます。
- (3) 表示可能箇所は、歩道橋の主桁部分とし、両面に1か所ずつとします。
- (4) 表示する文字（ロゴマークを含む）の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、1文字あたりの大きさは最大20cm角までとし、一行で表示してください。
- (5) ロゴマークは、原則2文字までの大きさとしてください。
- (6) 文字（ロゴマークを含む）の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や規制標識等との誤認の危険性のある色や図柄等を使用しないでください。
- (7) 提案された愛称（ロゴマークの形状、文字フォント、文字色等を含む）は、屋外広告物条例や交通管理者との協議等により、デザインの変更を求める場合があります。

- (8) 表示方法は、歩道橋の表面に、シール貼付け又は塗装するものとします。
- (9) 飲酒運転や危険運転を推奨又は連想させるようなものは使用できません。
- (10) 愛称表示時、表示期間中及び消去時に表示に起因して歩道橋の塗装が剥離した場合及び歩道橋に文字跡が残った場合の再塗装等も命名権者が費用負担し、実施してください。
- (11) 命名権者は、年1回以上安全点検を実施してください。

4 命名権料の活用用途

橋りょうの計画的な補修や耐震化・長寿命化等のため、橋りょう整備事業に活用します。

愛称表示のイメージ



【県道草加停車場線歩道橋】

1 対象施設

名称	県道草加停車場線歩道橋
所在地	草加市高砂二丁目5番3地先から草加市高砂二丁目5番4地先まで
橋長	20.00m
幅員	6.78m

2 愛称の表示箇所

赤枠が表示可能箇所です。



3 愛称の表示について

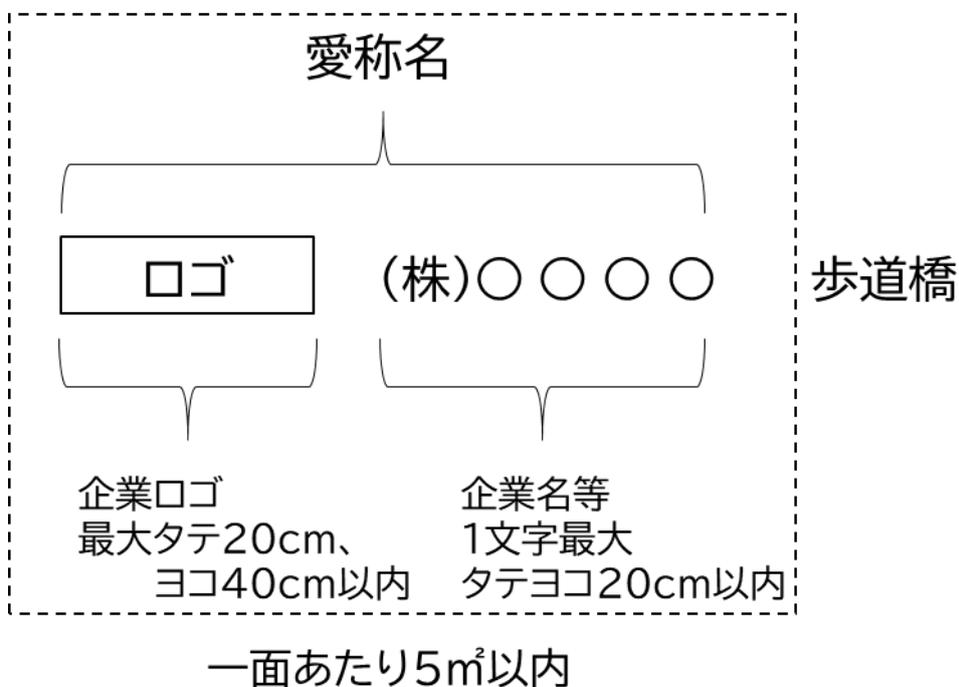
- (1) 企業名や商品名等のほかに、末尾は「歩道橋」としてください。
- (2) 企業名やブランドのロゴマーク（権利を有する登録商標であることが前提です。）等も使用することができます。
- (3) 表示可能箇所は、歩道橋の主桁部分とし、両面に1か所ずつとします。
- (4) 表示する文字（ロゴマークを含む）の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、1文字あたりの大きさは最大20cm角までとし、一行で表示してください。
- (5) ロゴマークの大きさは原則2文字までの大きさとしてください。
- (6) 文字（ロゴマークを含む）の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や規制標識等との誤認の危険性のある色や図柄等を使用しないでください。
- (7) 提案された愛称（ロゴマークの形状、文字フォント、文字色等を含む）は、屋外広告物条例や交通管理者との協議等により、デザインの変更を求める場合があります。
- (8) 表示方法は、歩道橋の表面に、シール貼付け又は塗装するものとします。

- (9) 飲酒運転や危険運転を推奨又は連想させるようなものは使用できません。
- (10) 愛称表示時、表示期間中及び消去時に表示に起因して歩道橋の塗装が剥離した場合及び歩道橋に文字跡が残った場合の再塗装等も命名権者が費用負担し、実施してください。
- (11) 命名権者は、年1回以上安全点検を実施してください。

4 命名権料の活用用途

橋りょうの計画的な補修や耐震化・長寿命化等のため、橋りょう整備事業に活用します。

愛称表示のイメージ



草加市長 宛て

所在地
事業者名
代表者

草加市ネーミングライツ事業申込書

草加市ネーミングライツ事業に関する実施方針に定める事項に同意の上、関係書類を添えて、次のとおり申し込みます。

施設名	
フリガナ案 愛称	
愛称の理由	
希望契約期間	年
命名権料	円（年額／税込）

1 応募理由・目的

--

2 地域貢献の実績等（本市への寄附、協賛、貢献の提案、計画）

--

3 本市に事業所を有しているか（本社、支店等）

--

4 構成員（グループで応募する場合は全ての構成員の所在地、法人等名、代表者名）

--

5 担当者及び連絡先（グループで応募の場合は代表する事業者の担当者）

担当者名	
部署名	
電話番号	
E-mail	

様

草加市長



草加市ネーミングライツ事業選定結果通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、選定の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

選 定 結 果	<input type="checkbox"/> 優先候補者とする。 <input type="checkbox"/> 優先候補者としない。
施 設 名	
愛 称	
理 由 等	